

十和田市集中改革プランの取り組み

平成18年度末現在

平成17年度から21年度までを計画期間として策定した十和田市行政改革大綱に基づく集中改革プラン等の取組状況について、その概要をお知らせします。

取組状況の概要

平成18年度末現在での取組状況は、集中改革プラン、実施計画、公営企業集中改革プランを合わせた218の取組項目に対し、約7割となる156項目が実施済みとなりました。

このうち、平成18年度までに取組むこととしていた127項目に対しては、約97%の123項目が実施済みとなり、おおむね計画通りの項目が実施されました。

職員の定員管理の状況については、平成19年4月1日現在で職員数は907人となり、当初計画していた同日現在の921人を14人上回る職員減となりました。

また、平成18年度までに実施した取組項目の財政効果は、全体で約10億6900万円の計画に対し、約13億8300万円の実績となり、目標を約3億1400万円上回る経費の節減となりました。

◇取組項目の実施状況

区分	取組件数	実施済件数	進捗率
全体の取組状況 (平成17年度～21年度)	218	156	72%
平成18年度 までの状況	127	123	97%

◇職員の定員管理の状況

平成17年4月1日職員数	948人
平成19年4月1日計画①	921人
平成19年4月1日実績②	907人
平成19年度の比較増減(②-①)	△14人
平成22年4月1日計画	884人

◇経費節減などの財政効果の状況

平成18年度までの計画①	10億6900万円
平成18年度までの実績②	13億8300万円
比較増減(②-①)	3億1400万円
全体の節減計画 (平成17年度～21年度)	44億2500万円

※詳細は、市ホームページのほか、総務課、公民館、図書館、十和田湖支所などで閲覧できます。

問い合わせ先

総務課行政係 ☎019-625-1100 内線1600

重度心身障害者

医療費受給者証等の更新について

現在交付している重度心身障害者医療費受給者証および決定通知書の有効期限は、平成19年9月30日までとなっています。

◆受付期間

9月19日～28日
(土・日曜日、祝日を除く)

※国民健康保険のかたは、10月1日から有効の新しい被保険者証が届いてから更新手続きしてください。

◆受付場所

本庁 福祉課福祉係(新館1階)
支所 市民生活課市民福祉係

※ただし、市民生活課で手続きされなかったかたは、受給者証などの交付は後日郵送となります。

◆持参するもの

①印鑑②健康保険証③老人保健医療受給者証(65歳以上で持っているかた)④現在お持ちの重度心身障害者医療費受給者証または重度心身障害者医療費受給者決定通知書⑤身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳

◎対象者の要件

次の障害者手帳のいずれかを持つているかた。

1. 身体障害者手帳1級・2級、内

部障害3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能の障害に限る)

2. 愛護手帳A

3. 精神障害者保健福祉手帳1級
※ただし、次の要件に該当するかたは対象となりません。

・平成16年10月1日以降に65歳以上で新たに重度障害になられたかた
・65歳以上で市民税課税世帯に属するかた
・障害者本人および扶養義務者が規定の所得制限に該当するかた

◎助成する額

保険診療による自己負担分の医療費について助成します。ただし、入院時の食事療養費、診断書料、差額ベッド代、薬の容器代など保険診療外のものには助成の対象となりません。
▼同居する世帯員全員に市民税が課税されていない受給者↓自己負担分の医療費を全額助成します。
▼同居する世帯員に市民税が課税されているかたが1人でもいる受給者↓医療費総額の1割分を差し引いた額を助成します。ただし、1割分の合計が外来1万2000円、入院4万4400円を超える場合はその超えた額も助成します。

問い合わせ先

福祉課福祉係 ☎019-625-1100 内線2000